

富士市まちづくり推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 富士市は、まちづくりを推進するため、各地域で実施するまちづくり推進事業に対し予算の範囲において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）及びこの要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領に定めるまちづくり推進事業とは、各地区まちづくり協議会が主催する事業で次に掲げるものをいう。

(1) ふれあいのある地域づくりを進めるために特に必要な事業

ア 地域連帯感の醸成

(ア) 地域福祉活動

(イ) 世代間交流事業

イ 地域情報の発信

コミュニティ紙の発行

ウ 地域イベントの開催

コミュニティまつりの開催

エ 他地域・海外との交流

国際交流事業

(2) 地域文化の振興のため特に必要な事業

ア 郷土文化の発掘・振興

郷土史学習会

イ 地域文化の向上

講演会、講習会の開催

(3) 地域指導者等人材を育成するため特に必要な事業

ア 人材育成、団体育成

(ア) 地域内団体の育成活動

(イ) まちづくり研修会の開催

イ 青少年の健全育成

青少年の意見発表会

(4) 安全で住み良い地域づくりを進める上で特に必要な事業

ア 安全な地域づくり運動

(ア) コミュニティ道路の標識の設置

(イ) 交通安全運動

イ 地域環境美化

環境美化運動（ゴミの減量、ポイ捨て防止等）

(5) その他

各地区のまちづくりを推進するため市長が特に必要と認めた事業

(補助対象及び補助率)

第3条 まちづくり推進事業の補助対象及び補助率は、次のとおりとする。ただし、富士市が行政施策を推進するため、現に定めてある補助金交付制度の対象事業については、まちづくり推進事業の補助対象から除外する。

- (1) 対 象 補助の対象は、各地区まちづくり協議会とする。
- (2) 事業費補助 補助率 補助率は、1/2 以内とする。
限度額 各地区の同一年度の補助金の合計額は、50万円を限度とする。
ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、まちづくり推進事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 事業予算書(第3号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、まちづくり推進事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(変更の承認申請)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、事業に要する経費の額を変更しようとする場合、又は事業の内容を変更しようとする場合には、まちづくり推進事業変更承認申請書(第5号様式)に事業新旧対照予算書(第6号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に基づき補助金の交付額の変更を承認したときは、まちづくり推進事業補助金交付変更決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、補助事業の円滑な執行に資するため、補助事業の完了前であっても補助金の一部を交付することができる。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、まちづくり推進事業補助金実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(第9号様式)
- (2) 事業決算書(第10号様式)
- (3) 請求書又は領収書の写し
- (4) 事業の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じ調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定するものとする。この場合において、交付すべき補助金の額が第5条第1項の規定により交付の決定をした額と異なるときは、富士市まちづくり推進事業補助金確定通知書(第11号様式)により通知するものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成2年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。